

東京大学本郷構内における規則違反車両等への警告措置要領

昭和 6 3 . 6 . 1 0
制 定

改正 平成 7. 10. 31、平成 19. 1. 30
平成 20. 1. 21、平成 22. 10. 1

1. 目的

構内における交通の安全及び教育・研究環境を良好な状態で維持するために、東京大学本郷構内交通規則（以下「規則」という）、及び東京大学本郷構内交通規則実施細則（以下「細則」という）の定めるところにより、規則違反をした車両等に対する「警告書」又は「注意書」の貼付、「警告チェーン等」の施錠についての要領を定める。

2. 実施区域

「警告書」・「注意書」の貼付及び「警告チェーン等」の施錠の実施区域は、規則第 1 条に定める東京大学本郷地区キャンパスとする。

3. 従事者

規則第 1 1 条に定める交通監視整理員は、上記 2 の実施区域内を適宜巡回し、交通状況、駐車状況等の点検を行い、規則違反車両等を発見した場合には、次の 5 . 6 により警告をするものとする。

4. 規則違反車両等（規則第 8 条関係）

次の各号に掲げるものを規則違反車両等という。

- (1) 許可証を標示しないで駐車している車両等（規則第 2 条に該当するもの）
- (2) 許可証の交付を受けた者が、その許可証を他人に貸与するなど、不正に使用している車両等（規則第 3 条第 6 項に該当するもの）
- (3) 有効期限切れの許可証等を使用している車両等（規則第 3 条第 7 項に該当するもの）
- (4) （許可証を所持している車両等であっても）
 - ① 歩行者の安全を妨げるような方法で駐車している車両等
 - ② 指定された駐車・駐輪場所以外に駐車している車両等
 - ③ 許可証を所定の位置に標示していない車両等
 - ④ 道路標識・道路標示及び注意書等に反した方法で駐車している車両等

5. 警告書の貼付（規則第 9 条第 1 項及び細則第 8 条関係）

- (1) 交通監視整理員は適宜巡回を行って、規則違反車両等を発見した場合には「警告書」

又は「注意書」を貼付し、車両番号もしくは防犯登録番号、許可証番号、駐車場所、違反態様等を記録したうえ、本部に報告するものとする。

- (2) 警告書の様式は原則として「別紙1～3」のとおりとし、違反の状況に応じて使い分けることとする。

なお、前記の様式では違反の態様に適合しない場合には、本部において違反車両の実態に応じた、指定様式以外の注意書等を作製することができる。

- (3) 最初の警告からおおむね四日（前記5. (2)の警告書を2～3回以上貼付した場合）を経過した時点において、その違反態様が継続している場合には「別紙4」の警告書を貼付する。

6. 「警告チェーン等」の施錠

- (1) 本部は、交通監視整理員から5の(3)の警告書を貼付した旨の報告を受けた場合、当該車両等の現況を調査したうえ、「警告チェーン等」の施錠の可否を判断する。警告チェーン等の施錠が適当であると判断した場合は、これを交通監視整理員に指示する。

なお、特に違反の態様が著しい車両等については、本部は上記5の(3)によらず警告チェーン等の施錠を交通監視整理員に指示することができるものとする。

- (2) 交通監視整理員は警告チェーン等を施錠したときは「別紙5」の通知書を貼付する。
- (3) 交通監視整理員は警告チェーン等の施錠状況を写真撮影し、車両番号もしくは防犯登録番号、許可証番号、駐車場所、違反態様等と共に記録して、本部に報告する。

7. 「警告チェーン等」の開錠

本部は、警告チェーン等を取り付けた車両等の所有者が出頭した際は、「確約書」（別紙6）を提出させ、再度違反行為をすることのないよう説諭のうえ警告チェーン等の開錠を行う。